

会計年度任用職員（保育業務補助員）登録案内

1 会計年度任用職員について

会計年度任用職員とは1会計年度（各年4月1日から翌年3月31日まで）内の任期を定めて任用される一般職の非常勤職員です。

採用されてから1か月間の条件付き採用期間があり、その間の能力実証の結果が良好である場合、本採用となります（採用後1か月間の勤務日数が15日に満たない場合には、その日数が15日に達するまで条件付き採用期間を延長します）。

また任期終了後、下記の条件をすべて満たした場合に限り、同一の職務内容と認められる職への公募によらない選考（勤務成績を資料とした選考）を受けることができます。ただし、次年度の任用に関して、予算化されない等の際には、前述の選考がされない場合があります。

＜公募によらない選考による再度の任用の条件＞

- ・人事評価における特別評定の結果が「適」または定期評定の結果が「A以上」であること。
- ・欠勤等の日数及び回数が任期中の所定の勤務日数又は勤務時間の2分の1に達していないこと（欠勤等の日数の換算方法等は、「西東京市会計年度任用職員の任用等に関する規則」参照）。
- ・前年度及び当年度において懲戒処分を受けていないこと。

2 登録について

会計年度任用職員の登録は、年間を通して随時受け付けています。登録期間は、「登録日（年度をまたぐ場合は4月1日）」から別添「登録申込書」の勤務条件欄に記載いただく「勤務開始可能日の属する年度の末日（3月31日）」までです。

市所定の履歴書（顔写真を貼付の上、必要事項を記入してください。）、登録申込書及び保育士資格証明書の写し（有資格の方のみ。無資格の方も応募できます。）を西東京市子育て支援部幼児教育・保育課（西東京市役所田無第二庁舎2階）へ持参又は郵送してください。

提出した書類は一切お返しできませんので、あらかじめご了承ください。

登録申込書にて、あらかじめ希望する勤務条件を登録していただき、欠員が生じた場合に条件の合う方に連絡をし、面接させていただきます。面接に合格された方は、採用の有無に関わらず、勤務開始可能日の属する年度の末日まで採用候補者名簿に登載されます。

ご希望の条件に合う求人がない等の理由で、登録期間中に連絡を差し上げない場合があります。

就職先が決まった等の理由で、登録を取り消したい場合は、担当までご連絡ください。

3 欠格条項（次のいずれかに該当する方は登録できません）

地方公務員法第16条

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

イ 西東京市において懲戒免職の処分を受け、その日から2年を経過しない人

ウ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた人

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを

主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

4 受験資格等

以下のいずれかに該当する者

ア 保育士の資格を有する者

イ 児童の養育の知識及び経験を有すると市長が認めた者

5 勤務条件等

勤務条件等は以下をご確認ください。面接試験の案内の際に、業務内容、勤務日、勤務時間等を詳しく説明します。

※報酬額は現時点のものです。今後、改定される場合もあります。

職名	保育業務補助員
業務内容	幼児教育・保育に関する相談業務
時間単価	1,230 円
勤務場所	西東京市役所 幼児教育・保育課 ※「6 勤務場所一覧」のとおり
勤務日数及び勤務時間	勤務日：月曜日から金曜日までの間で所属長が定める週3日 勤務時間：午前8時30分から午後5時15分までの7時間45分 休憩時間：1時間
期末手当及び通勤手当相当額	西東京市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例により期末手当及び通勤手当相当の報酬を支給します。
社会保険等	共済組合（短期組合員）、厚生年金保険、雇用保険 ※地方公務員等共済組合法、厚生年金保険法及び雇用保険法の定めるところにより加入
休暇・休業等	労働基準法及び西東京市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則に基づき付与
雇入れ時健康診断	共済組合へ加入対象の方は要件を満たす場合、採用決定後、就労可能な健康状態であるかを確認するため、健康診断を受診

6 勤務場所一覧

No.	勤務場所名	所在地
1	西東京市 幼児教育・保育課	田無第二庁舎 西東京市南町五丁目6番13号

7 提出・お問合せ先

提出先：〒188-8666 東京都西東京市南町 5-6-13 西東京市役所田無第二庁舎2階

子育て支援部 幼児教育・保育課 相談受付係

電 話：042-420-9842（直通）

担 当：石塚